



令和5年3月17日
奈良市子ども政策課

平素は、奈良市の教育・保育行政にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

令和5年1月13日（金）に開催いたしました三笠保育園の再編方針についての保護者説明会の概要及び質疑応答について、以下のとおり、取りまとめましたので配布いたします。今後も定期的に説明会やお知らせを通して、再編に対する取組内容をお伝えさせていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

1 当日の説明内容について

(1) 市立幼保施設が抱える課題について

- 市立幼保施設においては、幼稚園では園児数の減少、保育所では待機児童が課題となっています。また、施設の老朽化や人材・財源不足等によりサービスアップが困難になるなど、施設や運営について課題を抱えています。そこで、本市では市立幼保施設の再編（統廃合や民間移管）を計画的に進めることにより、これらの課題を解決し、様々な教育・保育ニーズに応えることができるよう取組を進めています。

(2) 三笠保育園の方向性について

- 令和7年4月に私立保育所として民間移管します。
- 近隣に大宮幼稚園等があり、1号認定ニーズについては受け入れ先があるため、引き続き0～5歳を対象とした保育所とします。
- 移管にあたっては、移管先法人と市が協定を締結することにより、奈良市立こども園カリキュラムによる教育・保育を引き続き実施していくなど、現在の園運営内容等の引継ぎを行います。
- 現在、建物を児童館と共有していますが移管後も現状の施設の使い方の取り決めを継承していただく予定です。
- 現在の三笠保育園の園庭が狭いので、改善することも移管条件として盛り込むことを検討しています。

(3) 今後のスケジュールについて

- 令和5年度は、奈良市幼保施設運営事業者選定委員会において募集要項を確定し、移管先法人の公募、選定を予定します。
- 令和6年度は、移管先法人と市で1年間の引継ぎを行い、移管前の3か月は法人職員と市職員による共同保育を実施します。
- 令和7年度は、移管先法人が運営する私立保育所へと移行し、移管後も協定に基づき市による巡回訪問や指導・監督を行います。

2 説明会でいただいたご意見・ご質問等に関する考え方

1 令和7年4月から民間移管するとのことですが、先生は全員替わりますか。

市の正規職員は他の市立園に異動することになりますが、非正規の職員については出来るだけ法人に残っていただけるように働きかけていきたいと考えています。

2 民間になる事で保育料は高くなりますか。

保育料については、現状通り3歳以上は無償、0歳から2歳については所得に応じた一定額を納付いただくこととなります。

なお、移管先法人の提案によっては、実費負担による課外教室や制服導入などもあり得ますが、導入については法人の単独判断により行えるものではなく、「保護者・法人・市」の三者から成る三者協議会に諮って保護者に一定の理解を得てから導入することとなります。

3 移管先法人の方針が子どもに合わないことが理由で転園することになった場合はどうなりますか？

もし転園することになった場合は、奈良市の保育所・幼稚園課の窓口で通常の転園の手続きを行っていただけます。

今回の民間移管は市と法人が連携して市のノウハウと民間のノウハウを掛け合わせてより良い保育環境の提供を目指すものであります。

移管後の園運営については、奈良市と全く同じではありませんが基本的に市の保育の理念を受け継いでいただき、移管後も市が一定の関与をしていきます。

4 民間移管後の入園手続きはどこで行いますか。
市の窓口ですか、園と直接やり取りを行いますか。

移管後も保育所として運営しますので、入園手続きは従来通り、市役所の保育所・幼稚園課の窓口にお申込みいただき、市の利用調整を経ていただくこととなります。

5 今回の民間移管に際し、旧三笠保育園の跡地活用はされますか。

現三笠保育園をそのまま民間移管する為、旧三笠保育園の跡地を活用する予定は現状ありません。

6 本日の説明会の中で、「園庭が狭いことが課題」と説明がありましたが、民間移管する事で問題は解消されますか。

民間ならではのノウハウで問題解消いただきたいと考えています。

なお、これまでの取組では、夏しか使用しないプールを組み立て式に変更し、使用する季節以外は収納することでスペースを有効活用する等の事例はありました。

7 移管先法人は社会福祉法人・学校法人に限るとのことでしたが、特別に運営補助金等は出ますか？通っている途中に潰れたりする心配はないでしょうか。
また奈良市内の法人に限りますか。

民間移管を理由として、特別な運営補助金を支出することはありません。

しかし、法人の経営面については、法人選定時に学識経験者、弁護士、公認会計士等で構成される幼保施設運営事業者選定委員会において、財務状況などについて審査いただいておりますので、直ぐに財政破綻する恐れのある法人が選定される可能性は低いと考えております。

民間移管の法人公募においては、より良い法人を選定したいという主旨から奈良市に限らず全国的に周知を行い法人募集を行っております。

- 8 民間移管するにあたり応募法人が無かったらどうなりますか。
また、応募はあったが合格する法人がいなくなると閉園することになりますか。

過去の民間移管でも一度目の公募では応募がなかった事例や、応募はあったものの選定基準を満たす法人がなく不選定となった事例もありました。
このような場合でも一度の公募結果で閉園を決定するのではなく、募集要項を見直して再公募を行います。

- 9 これまでの民間移管の取り組みを行ってきた中で子どもや保護者の反応はいかがでしたか。評価としてメリットとデメリットを教えてください。

1番のデメリットは先生が替わってしまうことと考えています。
その為、可能な限り子どもたちへの影響が最小限になるよう1年間をかけて奈良市と移管先法人で丁寧に引継ぎを行います。
特に1～3月については市の保育士と移管先法人の保育士と一緒に保育を実施する共同保育を行うことで細やかな引継ぎを実施しています。

メリットについては、民間のノウハウを活かした保育環境の改善、保育サービスの充実などがあります。
今までの移管後のサービスアップ事例としては、課外活動の導入や施設・園庭の改修・改築などのほか、保護者会活動の保護者の負担軽減などがあります。

- 10 法人募集のスケジュールについて教えてください。

令和5年度の春～夏に保護者の皆様のご協力のもと募集要項を検討し、秋頃に法人公募、冬頃に選定という予定で検討しています。
法人公募が不調に終わり再公募をする場合でも令和5年度内で実施する予定で検討しています。

- 11 在園児で障がいがある、発達が緩やかな子どもについて、移管園で受け入れてもらえないといったようなことはないですか。

在園児について、障がいの有無にかかわらず園児のみなさまが引き続き円滑に園生活を送ることができるよう引継ぎを行っていきます。
また新入園児についても法人の募集要項にて、障がい児等特別な支援を有する園児を受け入れ適切な教育・保育を実施するよう記しております。
なお、障がい者手帳の有無等一定条件はありますが、教育・保育をサポートする加配の先生を手配することができるよう奈良市から補助金も出しています。
※先生の体制が整わない場合は受入ができないこともあります。

三笠保育園の再編方針に関する問合せ先

[担当課] 奈良市 子ども政策課 (市役所中央棟3階) (担当) 小林・和田

[TEL] 0742-34-4792 [FAX] 0742-34-4798

[MAIL] kodomoseisaku@city.nara.lg.jp

[市立幼保施設の再編に関する市のホームページ]

<https://www.city.nara.lg.jp/site/youho-saihen/>

